

令和8年5月27日
土木部工事第一課

自動車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和8年5月11日(月)午後1時30分頃(天候:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の工事第一課職員が区車両を作業現場付近の道路幅員約3.2mの区道上に駐車して道路維持作業を行っていた際、対向車の侵入があった。対向車を避けるため、区職員が区車両を乙の宅地側に寄せたところ、区車両左側前方の方向指示器が乙所有の防護柱に接触したことでこれを損傷させた。
- (4) 相手方 別紙のとおり
- (5) 損傷の程度 甲 人身 なし
物損 区車両左側前方方向指示器カバー損傷
乙 人身 なし
物損 民有地管理用の防護柱損傷

2 事後の対応

- (1) 現場において直ちに警察との現場立ち合いを行うとともに、乙に対して速やかに謝罪を行った。本件においては、区側に過失があり、相手方に過失はない。相手方に対しては、誠意をもって示談交渉にあたっている。
- (2) 本件事故を踏まえ職員に対し、細心の注意を払って運転するように指導した。今後も事故防止に向けて、職員への指導を継続して行っていく。